

---

プロジェクト 保険契約

項目 本日の審議の概要

---

## I. 本日の審議の内容

1. 本日は、2019 年 6 月 26 日に IASB から公表された公開草案「IFRS 第 17 号の修正」(以下、「IFRS 第 17 号の修正 ED」という。)に対するコメント文案について議論したい。

## II. これまでの審議

2. 第 415 回企業会計基準委員会(2019 年 8 月 26 日開催)において、コメント文作成方針案として以下を提案した。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. ASBJ 事務局のコメント文作成の対応方針案は、以下のとおりである。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般論として、一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準全体(及び IFRS 基準を開発する IASB)の信頼性を損なう可能性があるため、望ましいことではないのではないか。</li><li>(2) 今回の改正は例外的に許容せざるを得ないと考えるが、これ以上発効日を遅らせるべきではないのではないか。</li></ol></li><li>2. 同 ED で修正提案されている項目は、修正しないと誤った情報提供となる可能性が大きいもの又は導入の実務上の課題に対応するものに限定されており、かつ、修正が、既に準備を始めている関係者に与える影響も十分考慮して決定されていると考えられる。<p>また、各修正項目を詳細に検討したが、反対のコメントを提出しなければならない論点は発見されなかった。</p></li><li>3. したがって、同 ED で修正提案されている項目には、賛成することとしてはどうか。</li><li>4. また、修正が提案されていない項目についても、コメントしないことではどうか。</li></ol> |
|---|

3. 上記方針案に対して同委員会及び第 33 回保険契約専門委員会(2019 年 9 月 13 日開催)において寄せられた意見を反映して、コメント文案では以下のとおり対応している。

- (1) 「各修正項目を詳細に検討したが、反対のコメントを提出しなければならない論点は発見されなかった」について、その理由を明示すべきとの意見をいただいております。コメント文案では以下のとおり記載している。

「今回の修正は、修正しないと誤った情報提供になりかねないもの及び導入上の実務的困難を解消するものが中心で、範囲は必要最低限のものに限定されている。本公開草案の結論の根拠に記載されている理由も考慮すると、会計処理の修正内容について、その必要性は理解できると考えている。」

- (2) 発効日を1年延期するというIFRS第17号の修正EDの提案については、賛成する意見がある一方で、1年の延長で間に合うかどうかは今回の修正内容しだいではないかとの意見もあった。そこでコメント文案では以下のとおり記載している。

「発効日の延期については、既に準備を始めている関係者に与える影響を十分考慮する必要があるが、本公開草案における修正の範囲が限定されていることから、1年間の延期の提案は理解可能であると考えます。」

- (3) 関係者から聞かれた意見は、国際的にも共通の課題であると考えられ、具体的な解決策（又はその方向性）が提示できる論点に絞って、別紙にて関係者の意見として伝えるという事務局提案については、賛成する意見がある一方、コメント本文におけるASBJの意見と別紙における関係者の意見の位置づけを明確にすべきであるとの意見も頂いた。そこでコメント文案では以下のとおり記載している。

「なお、貴審議会の審議に資するよう、我が国の関係者から聴取した実務上の課題及び懸念を別紙で紹介しているので、ご参照願いたい。」

- (4) 別紙に記載する内容については、事務局より次の4項目を提示したが、他の項目も追加すべきとの意見はなかった。

- ① 保有している再保険（損失回収要素）
- ② 保有している再保険（比例的なカバーを提供する保有している再保険契約）
- ③ 用語法（投資要素と保険料の払戻し）
- ④ 用語法（発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債）

### III. 本日の資料

4. 本日の資料は以下のとおりである。

- (1) 審議事項(2)-2 で、IFRS 第 17 号の修正 ED に対するコメント文案を説明する  
(審議事項(2)-2 参考 コメント文案の英文)。
- (2) 審議事項(2)-3 で、第 415 回企業会計基準委員会 (2019 年 8 月 26 日開催、審議事項(2)-3-1)、第 32 回保険契約専門委員会 (2019 年 8 月 21 日開催、審議事項(2)-3-2) 及び第 33 回保険契約専門委員会 (2019 年 9 月 13 日開催、審議事項(2)-3-3) で聞かれた意見を記載している。

以 上